

第3章 人権施策の推進方向

県政のあらゆる分野の業務は、県民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、また、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、県の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

II 相談・支援の推進

III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

また、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者*等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々に加えて、新たにインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮を重点的に取り組むべき分野別人権課題として施策を展開します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組が必要となっています。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 人権教育*

本県においては、「人権を尊重した教育の推進」を教育行政の重点施策に位置付けて、人権尊重の観点に立った学校教育の推進、同和教育の推進、障害理解教育の推進、男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進を図ってきました。今後は、その成果を踏まえ、様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進します。

そこで、次のとおり基本的な方針を定め、人権教育を推進します。

○ 県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

○ 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

○ 人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた県民の育成を図る人権教育を推進します。

○ 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

この方針に基づき、すべての人の基本的人権が尊重される彩の国づくりを目指し、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮などに関する課題を解決するために、学校、家庭、地域社会を通じて、人権教育を推進します。

また、同和教育については、これまで積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、人権教育の中に位置付けて推進します。

(1) 学校等における人権教育

【現状と課題】

学校等においては、子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人ひとりを大切にすることを推進することが必要です。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子どもたちが授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われてきました。しかし、いじめの問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような中、生命を大切に、自他の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要です。

【施策の展開方向】

子どもたちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にすることを推進し、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子どもたちの育成を目指します。

① 発達段階に応じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子どもたちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

ウ 幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校の連携による人権教育の推進

幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重

する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園と保育所、小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

② 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

③ 教育相談体制の充実

相談員*の配置やスクールカウンセラー*の派遣など、子どもたちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取組、児童虐待防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚を身に付け、公正・公平に行動することなどを、自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められています。

これまで、公民館等の社会教育施設を中心に、人権に関する多様な学習機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善していくことが必要です。

【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うためには、指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。

2 人権啓発*

(1) 県民全般に対する人権啓発

【現状と課題】

人権啓発については、すべての県民が啓発活動に触れることができるよう「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心に、テレビやラジオ、新聞などの広告媒体による啓発、冊子やポスター、ホームページによる啓発、講演会などのイベントを継続的に開催しています。

その結果、「人権の尊重」という社会の大きな潮流とも相まって、人権意識の高揚に一定の成果がみられたところです。

今後の人権啓発は、一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深められるよう、人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。

【施策の展開方向】

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が地域に広く定着するよう啓発活動を推進します。

国、市町村、県民、NPO、企業、マスメディア等と連携した啓発活動をより一層推進します。

県民が、様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務、職場に応じて効果的に推進します。

また、啓発活動の効果があがるような工夫等を検討していきます。

① 県民への啓発

人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、市町村、NPO、企業、マスメディア等と連携、協力し、効果的に啓発活動を推進します。

そのため、「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会*」や「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会*」の充実を図り啓発活動を実施します。

また、市町村、NPO、企業などが行う啓発活動に講師の派遣や啓発資料の提供などの支援をします。

さらに、より多くの県民に効果的な周知を図るため、マスメディアを積極的に活用するなど

効率的な啓発活動を推進します。

② 企業等への啓発

企業には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められております。公正な採用や昇任などの対応が課題になっています。

企業において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にされた組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等に対する啓発活動を推進します。

また、企業の自主的な取組を支援するため、啓発冊子の発行など情報提供に努めます。

③ 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発

医療、保健、福祉関係者を養成する学校や養成施設のほか、医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する教育・研修の充実を働きかけていきます。

マスメディア関係者については、社会に対する影響が大きく、人権尊重の視点に立った紙面づくり、番組づくりが必要であることから、職場における自主的で、積極的な研修等の取組を促します。

④ NPO等との連携強化

NPO等との連携強化を図り、情報提供等の支援をし、啓発活動を促進します。

(2) 職員に対する人権啓発

【現状と課題】

公務員の仕事は様々な人権に深い関わりを持つことから、従来から研修機関での研修や職場内研修など様々な形態で取り組んできましたが、人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が求められています。

【施策の展開方向】

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実します。また、各地域や職場で人権研修のリーダーとなる人材を育成するための研修を実施します。

研修に当たっては、職員が自らの問題としてとらえ、考えられるような様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫していきます。

① 行政職員

行政職員には、常に人権的配慮が必要であることから、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

また、地域社会の一員として、人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、職員の意識改革に努めます。

② 教職員

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の場面での指導力の向上を目指し、あらゆる人権に関する教育のための研修を充実し、指導者である教職員の人権意識の向上を図ります。

③ 警察職員

警察職員は、人権に配慮した公正で適切な職務の遂行が必要であることから、「職務倫理の基本」に基づく職務倫理教育の推進、適切な市民応接活動の強化など人権への配慮に重点をおいた教育訓練を充実させ、人権意識の高揚を図ります。

④ 消防職員

消防職員は、職務上その活動が県民の日常生活に密接に関わることから、個人のプライバシーや人権に配慮することが常に求められています。

このため、消防学校の教育カリキュラムの中に人権教育を組み入れるなど、今後とも研修の充実を図ります。

⑤ 医療関係職員

医療関係職員の業務の遂行に当たっては、インフォームド・コンセント*の徹底や自己決定の尊重、プライバシーへの配慮など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修を充実します。

⑥ 福祉・保健関係職員

福祉・保健関係職員の業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーの十分な配慮や人間の尊厳に対する認識など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、人権に関する研修を充実します。

Ⅱ 相談・支援の推進

【現状と課題】

県では、行政に関する相談や県民生活に関する民事、家庭問題等についての総合相談窓口を設置して相談を行っています。また、女性や子どもに関する相談をはじめ、障害のある人、高齢者、HIV感染者等の各種の福祉相談、外国人のための相談、犯罪被害者などに対する相談など個別的な課題ごとに相談機関を設置して対応しています。

しかしながら、女性に対する暴力や子ども、高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談件数が増加するとともに相談内容が複雑・多様化しております。このため迅速かつ適切な対応をするための相談事業の充実、相談機関相互の一層の連携強化が求められています。

人権侵害に対する相談・支援・救済は、法務局や人権擁護委員により実施され、また、NPO等の民間団体も大きな役割を担っていますが、県の関係機関等との連携が十分に図られているとはいえません。国、県、市町村、NPO等の民間団体が相互の特性を生かし、十分な連携を図っていくことが課題となっています。

【施策の展開方向】

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に取り組みます。

女性への暴力、子ども、高齢者、障害のある人への虐待などの様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援・救済体制の充実を図ります。

また、認知症*高齢者、知的障害者、精神障害者などに対する権利擁護や権利行使の援助を図ります。

さらに、複雑、多様になった人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、市町村、その他の関係機関を含めそれぞれの相談機関等がネットワーク化を図るなど連携強化の取組を推進します。

また、効果的な相談・支援施策を実施していくために、迅速性、柔軟性に優れたNPO等の民間団体と一層の連携を図っていきます。

① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、県の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、市町村、

人権擁護委員*連合会、NPO等の人権に係る相談・支援機関等の連携強化に努めます。

② 相談機関の充実

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、各相談機関の充実や活動内容の県民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、交流を行い、関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

③ 保護・支援の充実

人権侵害を受けている女性、子ども等に対しては、緊急な相談に応じ、一時保護機能と自立等の支援を充実します。

また、認知症*高齢者、知的障害者、精神障害者などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

④ 救済（苦情解決等）に向けた取組の充実

女性への権利侵害等に対する苦情処理制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなど子どもへの権利侵害に対処する機関の充実を図ります。

さらに、高齢者、障害のある人などによる福祉サービスの利用に関する苦情に対応するための体制の充実を図ります。

なお、国においては、人権擁護推進審議会*の答申を踏まえ、人権侵害を受けた被害者の救済に当たる新たな人権救済制度*の検討が行われています。

⑤ NPO等との連携強化

NPO等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

Ⅲ 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

【現状と課題】

県内各地で、県民、NPO、企業などの地域社会を構成する多様な主体による人権が尊重される地域づくりが進められていますが、今後より一層の取組が期待されます。

児童虐待やいじめ、DV*（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の連帯による取組が求められています。

自主的、自発的に行われる県民やNPO、企業等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて、機動性等に優れるなどその重要性が認識されてきています。

女性、子ども、高齢者や障害のある人などを含むすべての社会の構成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

【施策の展開方向】

県民、NPO、企業などの地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、地域住民をはじめ、NPO、企業などあらゆる地域社会の構成員による地域をあげての人権を尊重する取組です。

児童虐待、いじめ、DV等の潜在しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、地域住民の連帯による取組を促進します。

人権問題に対する教育・啓発、相談・支援などの取組を推進するため、県民やNPO、企業とのパートナーシップを促進するとともに、各種情報の提供や活動の場の提供など、県民やNPO、企業等が活動しやすい環境づくりを一層推進します。

年齢、性別、国籍、障害の有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくります。

① 人権尊重社会をめざす県民運動の推進

「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会*」を中心に、企業、団体、マスコミなど県内各種団体と連携・協力し、「人権尊重社会をめざす県民運動」の充実を図ります。

② NPO、ボランティア等との連携強化

人権教育・人権啓発、相談・支援などの人権関係の取組を促進するため、NPO、企業など

との連携を推進します。

情報提供や活動の場の提供などによりNPOやボランティアなどの活動を促進します。

③ 住民参加による地域社会づくりの促進

いつでもだれもがボランティア活動などに参加できる基盤を整備し、子ども、高齢者、障害のある人などの生活を身近な地域で共に支え合う地域社会づくりに取り組みます。

地域住民のボランティアへの参加を促進するため、ボランティア学習などの取組を支援します。

④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害のある人をはじめすべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともユニバーサルデザイン*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。